

## 特集：歯・口腔の健康づくりプランの方向性とその実現に向けた論点

## &lt;総説&gt;

## 国立保健医療科学院における地域歯科保健に携わる人材の育成

田野ルミ<sup>1)</sup>, 三浦宏子<sup>2)</sup>, 玉置洋<sup>3)</sup>, 福田英輝<sup>4)</sup><sup>1)</sup> 国立保健医療科学院生涯健康研究部<sup>2)</sup> 北海道医療大学歯学部保健衛生学分野<sup>3)</sup> 国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部<sup>4)</sup> 国立保健医療科学院統括研究官（歯科口腔保健研究分野）Development of human resources for community oral health  
in the National Institute of Public HealthTANO Rumi<sup>1)</sup>, MIURA Hiroko<sup>2)</sup>, TAMAKI Yoh<sup>3)</sup>, FUKUDA Hideki<sup>4)</sup><sup>1)</sup> Department of Health Promotion, National Institute of Public Health<sup>2)</sup> Division of Disease Control, School of Dentistry, Health Sciences University of Hokkaido<sup>3)</sup> Department of Health and Welfare Services, National Institute of Public Health<sup>4)</sup> Research Managing Director, National Institute of Public Health

## 抄録

令和4年の基本的事項（第一次）最終評価の結果等を踏まえ、令和5年に歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）「歯・口腔の健康づくりプラン」が策定された。「歯・口腔の健康づくりプラン」では、基本的事項（第一次）の第五に含まれていた重要事項を独立させ「第四 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項」が新設された。この事項において「人材の確保及び資質の向上を図るため、国において総合的な企画及び調整等に係る能力の養成に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において、市町村、医療保険者、地域の歯科医師会・医師会等の関係団体と連携しつつ、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ること」の必要性が明記されている。

国立保健医療科学院では、地域の状況に応じた計画策定、および評価に基づく計画の見直しができる能力の修得を目標として、地域歯科保健に携わる自治体職員を対象とした「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修」を実施している。本稿では、基本的事項において特出された歯科口腔保健を担う人材育成について、国立保健医療科学院で行っている養成訓練の状況を、過去の実績を踏まえて概説する。

キーワード：人材育成, 地域歯科保健, 「歯・口腔の健康づくりプラン」

## Abstract

The Basic Matters (Secondary) of the Dental and Oral Health Promotion Plan regarding the promotion of dental and oral health in 2023 were formulated based on the results of the final evaluation of the Basic Matters (First Phase) in 2022. In the Dental and Oral Health Promotion Plan, important matters included

連絡先：田野ルミ

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

2-3-6, Minami, Wako-shi, Saitama, 351-0197, Japan.

Tel: 048-458-6151 Fax: 048-458-6714

E-mail: tano.raa@niph.go.jp

[令和6年8月15日受理]

in Part 5 of the Basic Matters (First Phase) were addressed separately, while Part 4, “Matters related to securing and developing human resources responsible for dental and oral health care” was newly established. These matters specified the need “for the Japanese government to work to enhance training that focuses on developing skills required for comprehensive planning and coordination in order to secure human resources and improve their quality, and for prefectural governments to cooperate with municipalities, health insurers, local dental and medical associations, and other relevant organizations to improve training based on the latest scientific knowledge.”

The National Institute of Public Health of Japan has set itself the goal of developing the ability to formulate plans tailored to local circumstances and to review plans based on evaluations, and is carrying out training in planning, managing, and evaluating dental and oral health promotion for local government employees who are involved in local dental health care. This paper provides an overview of the current state of human development training at the National Institute of Public Health in relation to the development of human resources that are responsible for dental and oral health care, which received special attention in the Basic Matters, while taking into account past achievements.

**keywords:** human resource development, community dental health, Dental and Oral Health Promotion Plan  
(accepted for publication, August 15, 2024)

## I. 緒言

平成 23 年、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進することを目的として「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が平成 24 年に公表された[1]。令和 4 年に実施された基本的事項（第一次）の最終評価の結果等を踏まえ、令和 6 年から始まった基本的事項（第二次）「歯・口腔の健康づくりプラン」[2]では、基本的事項（第一次）の第五に含まれていた重要事項を独立させ「第四 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項」が新設された。第四の事項において、国および地方公共団体は、歯科専門職等の確保および資質の向上に努める必要があること、歯科口腔保健に関して、国民に対する正しい知識の普及啓発、科学的根拠に基づいた課題の抽出、施策立案およびPDCAサイクルに沿った取組の実施等を適切に実施できる人材の育成に努めるべきことが明記されている[2]。また、これらの人材の確保および資質の向上を図るため、国において総合的な企画および調整等に係る能力の養成に重点を置いた研修の充実が求められている。

国立保健医療科学院（以下、科学院）では、地域の状況に応じた計画策定、および評価に基づく計画の見直しができる能力の修得を目標として、地域歯科保健に携わる自治体職員を対象とした「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修」を実施している[3]。本稿では、基本的事項において特出された歯科口腔保健を担う人材育成について、科学院で行っている養成訓練の状況を、過去の実績を踏まえて概説する。さらに、科学院における研修体制の課題と、今後の地域歯科保健に携わる人材育成に向けた展望を述べる。

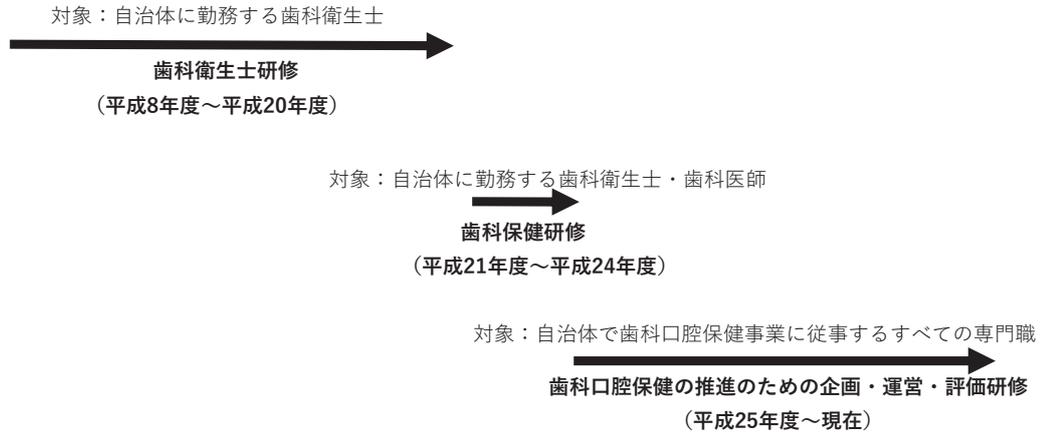
## II. 科学院における「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修」の概要

科学院は「保健医療、生活衛生及び社会福祉に関する研修と研究」を行う機関であり、研修・研究活動を通じて、国と地方自治体が行う施策の立案や円滑な実施に貢献することを目的としている[4]。研修については、保健医療、生活衛生、およびこれらに関連する社会福祉に関係する業務に従事している職員やこれから従事しようとする人々に対して、専門的な養成訓練（短期研修、長期研修）を行い、わが国の保健医療等の向上および改善を図ることを目的としている[4]。

科学院（平成 13 年度までは国立公衆衛生院）における歯科口腔保健にかかわる研修は、図 1 の通り、対象職種と名称変更を経て現在に至り、令和 6 年で 29 年目を迎える。平成 8 年度に開始された「歯科衛生士研修」は、自治体に勤務する歯科衛生士が対象であり、平成 21 年度からは歯科医師も対象に加わり「歯科保健研修」として引き継がれた。平成 25 年度から始まった「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修」は、対象者を歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士）に限らず、自治体で歯科口腔保健事業に従事するすべての専門職としている。「歯科衛生士研修」から「歯科保健研修」への移行時には研修期間等に変更があり、2 週間の集合研修で実施されていた「歯科衛生士研修」を、「歯科保健研修」では集合研修の期間を 1 週間に短縮し、集合研修の前後（集合研修の前 4 週間、後 3 週間）に遠隔教育を行う形態とした。

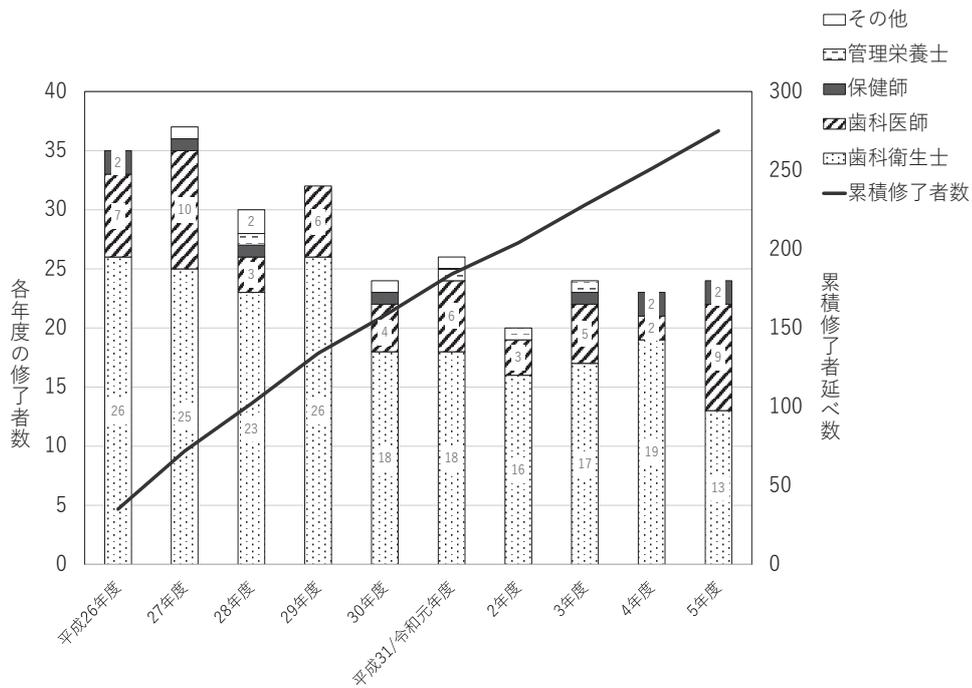
現在行われている短期研修「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修」は、地域歯科保健に携わる自治体職員に「歯科口腔保健の推進に関する法律（歯科口腔保健法）で定められた基本的事項の策定に関連して、地域の状況に応じて独自に到達すべき目標や計画等を設

開催年度 平成8 平成10 平成12 平成14 平成16 平成18 平成20 平成22 平成24 平成26 平成28 平成30 令和2 令和4



「国立保健医療科学院年報」をもとに作成した

図1 歯科口腔保健に関する国立公衆衛生院・国立保健医療科学院における研修の変遷



定員：平成26年度から令和3年度は20名，令和4，5年度は25名  
 棒グラフ内に数値無し：1名  
 その他：医師，獣医師，作業療法士，等

図2 国立保健医療科学院「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修」の各年度(平成26年度～令和5年度)の職種別修了者数および累積修了者延べ数の推移

国立保健医療科学院における地域歯科保健に携わる人材の育成

表1 国立保健医療科学院「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修」の実施および修学状況

開催年度	派遣元	研修期間	日数	定員	応募者	受講許可者	受講者	修了者
令和5年度	都道府県 13名 指定都市 7名 中核市 3名 特別区 1名	遠隔研修：6/27～7/14 オンライン研修：7/18～7/21	4	25	27	25	24	24
令和4年度	都道府県 9名 指定都市 7名 中核市 3名 特別区 2名 その他 2名	遠隔研修：6/28～7/18 オンライン研修：7/19～7/22	4	25	33	25	23	23
令和3年度	都道府県 9名 指定都市 5名 中核市 6名 その他の市町村 4名	遠隔研修：10/4～10/14 オンライン研修：10/26～10/29	4	20	35	25	24	24
令和2年度	都道府県 9名 指定都市 4名 中核市 5名 その他 2名	遠隔研修：10/5～10/16 オンライン研修：10/27～10/30	4	20	36	20	20	20
平成31/令和元年度	都道府県 11名 指定都市 6名 中核市 4名 その他 5名	遠隔研修：7/1～7/12 集合研修：7/16～7/19	4	20	28	28	26	26
平成30年度	都道府県 9名 政令指定都市 6名 中核市 2名 特別区 4名 その他の市町村 3名	遠隔教育を各人が受講 <sup>*</sup> ：7/2～7/13 集合研修：7/17～7/20	4	20	26	26	24	24
平成29年度	都道府県 10名 指定都市等 15名 特別区 5名 その他の市町村 2名	遠隔教育を各人が受講 <sup>*</sup> ：7/3～7/14 集合研修：7/18～7/21	4	20	33	33	32	32
平成28年度	都道府県 12名 指定都市等 11名 特別区 3名 その他の市町村 3名 大学 1名	遠隔教育を各人が受講 <sup>*</sup> ：7/1～7/15 集合研修：7/19～7/22	4	20	30	30	30	30
平成27年度	都道府県 10名 指定都市等 14名 特別区 6名 その他の市町村 6名 県歯科医師会 1名	遠隔教育を各人が受講 <sup>*</sup> ：7/8～7/10 集合研修：7/21～7/24	4	20	37	37	37	37
平成26年度	都道府県 9名 指定都市等 19名 その他の市 7名	遠隔教育を各人が受講 <sup>*</sup> ：7/9～7/11 集合研修：7/22～7/25	4	20	36	36	35	35

「国立保健医療科学院年報」をもとに作成した

※国立保健医療科学院の遠隔教育システムを用いた集合研修前の事前学習及びレポート課題等の取組み

定し, かつ定期的な評価ならびに評価に基づく計画の見直しができる能力を修得すること」を目的に開催している[3]. 「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修」の実績のうち, 直近10年間について, 実施および修学状況を表1に, 各年度の職種別修了者数および累積修了者延べ数の推移を図2に示す.

本研修の受講者は歯科衛生士が最も多く, 次いで歯科医師, 開催年度によっては保健師や管理栄養士等の受講があり, 平成26年度から令和5年度までに延べ275名が修了している. 年度によっては, 受講許可後に辞退があったが, すべての受講者が修了要件を満たして研修期間を終えている. 直近10年間の受講者の現職在職年数(経験年数)では, 3年以下が半数を超えており, 1~2年目の受講者も少なくない.

研修は2週間程度の遠隔研修の後に, 4日間のオンライン研修で構成されており, オンライン研修の前半は講義, 後半は演習が中心である. 令和元年度までは集合形式であったが, 令和2年度以降は, 新型コロナウイルス感染症の影響によりウェブ会議システム(Zoom)と, 従来から科学院の研修で使用していた遠隔教育システム(eラーニングシステムのMoodle)を用いたオンライン形式で実施している.

定員は, 研修担当者数等の研修体制と応募者数との調整により, 検討のうえ設定している. 集合研修で演習を行っていた際には応募が定員を上回っても広く受講を受け入れたが, 令和2年度の研修オンライン化から, 演習の質を保つために定員にあわせた受講者数としている. また, オンライン研修を導入して以降も定員を超える応募が続くなか, 対応し得る体制が整ったことから令和4年度に20名から25名へ定員を増やした.

### 1. 事前課題

本研修では, オンライン研修で実施する個別演習の学習効果が高まるよう, 事前課題を課している. 課題は2つあり, 遠隔研修期間中に遠隔教育システム上で行う. 遠隔教育システムは, 資料配付や課題提出のほか, 研修

担当者からのコメント等を受けるといった双方向のコミュニケーションができる.

事前課題の1つは, 受講者自身が所属する自治体に勤務する歯科専門職数や歯科保健事業の活動状況について事前課題1の様式「事業シート(都道府県用・市区町村用)」に記載し, 研修担当者の確認を受けながら作成する. 受講者は, オンライン研修の初日に行う「情報交換会」で, 「事業シート」をもとに自己紹介を兼ねた地域の状況を説明する.

もうひとつは, 受講者自身の地域における歯科保健事業で, 「今は行政施策として展開されていないが, 近い将来, 検討に迫られそうなもの」「行政施策として実施されているが, 問題点を解消してブラッシュアップを図りたいもの」のテーマを考える. 近い将来業務に反映できる, あるいはできそうなテーマを受講者が設定し, オンライン研修で検討したい具体的な課題を, 事前課題2の様式「個別演習のための準備シート」を研修担当者とともに作成する.

### 2. 講義・演習

講義は, 表2で示す研修の到達目標に対応した課題を研修担当者で検討し, 科学院の院内と院外の講師で担当している. 具体的には, 厚生労働省医政局歯科保健課による最新の歯科保健医療政策に関する内容をはじめ, 調査設計と評価のための統計解析, PDCAサイクルとロジックモデルに基づく地域歯科保健活動のほか, ライフステージに応じた歯科口腔保健事業や地域歯科保健施策の立案に寄与するエビデンス等としている.

また, 修了者からの事例報告「研修OB・OGによる地域歯科保健活動報告」を令和2年度から取り入れ, 現場で活用できる知識の習得を目指している. このプログラムは, 事前課題2で取り組んだ研修内容について, 実際の活動として展開される過程を, 前年度に受講した3名からの発表をもとに質疑応答を通じて全体討議を行う. 受講者からは, 「PDCAサイクルの実践例を学ぶことで研修後の取り組みにつなげたい」「研修をどのように活

表2 国立保健医療科学院「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修」の一般目標および到達目標

一般目標
歯科口腔保健の推進に関する法律(歯科口腔保健法)で定められた基本的事項の策定に関連して, 地域の状況に応じて独自に到達すべき目標や計画等を設定し, かつ定期的な評価ならびに評価に基づく計画の見直しができる能力を修得する。
到達目標
1. 歯科口腔保健法での基本的事項の目的・目標とその設定根拠, ならびに自治体での政策全体での位置づけを説明できる。
2. 歯科疾患の主要な予防対策についてエビデンスを理解し, それに基づく施策を企画立案できる。
3. 地域で多職種連携を図り, 立案した施策を円滑に遂行できる。
4. 地域の歯科保健指標を把握し, 地域での歯科口腔保健推進計画の目標の達成状況を的確に評価できる。
5. 地域の実情に応じた地域歯科保健施策の内容充実のための提言ができる。

用されたかを先輩方から聞くことができ、1年先にはそこまでどおり着きたいと刺激を受ける機会となった」といったコメントが多く、高い評価を得ている。

演習では、PDCAサイクルを意識した歯科口腔保健計画の策定に関して、所属する自治体が抱える固有な健康課題の抽出とその解決に向けた保健計画策定に対して、個別に支援を行っている。受講者や研修担当者との交流を目的に、5名程度のグループに分かれて、グループメンバーの支援を受けながら、演習準備シートをもとに個別に進める。個別演習での発表や質疑応答等を通じて、内容的には「事業の企画書」を意識した成果物を作成することにより、歯科口腔保健推進の企画力、実践力の向上を目指す。

### III. 養成訓練事業フォローアップ調査報告から

科学院では、研修の有用性の検証と研修に関するニーズ把握を目的として、研修を修了した者とその派遣元を対象にした追跡調査、いわゆるフォローアップ調査をいくつかの研修をピックアップして実施している。

直近10年間に、「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修」がフォローアップ調査の対象となったのは、平成26年度と令和2年度に実施したフォローアップ調査である。これら2回の調査の結果から、研修の役立ち度、他者への研修受講の勧めや派遣希望、今後の研修実施に対する考えのいずれも、高い評価が得られた。また、伝達講習会の実施は7割程度であり、研修への意見として修了者および派遣元より研修機会の拡充に関する要望があった。

平成26年度のフォローアップ調査[5]の対象は、平成25年度に本研修を修了した43名と、その派遣元の43自治体である。回答率は、修了者、派遣元ともに67%（29名・29自治体）であった。本研修が役立っているかについて、「大変役立っている」「役立っている」をあわせて修了者の97%（28名）、派遣元の86%（25自治体）が回答した。本研修を他の人に勧めたいかについて、すべての修了者が「強く勧めたい」「勧めたい」と回答した。一方、派遣元は「ぜひ派遣したい」「派遣したい」をあわせて76%（22自治体）だった。本研修は今後も実施すべきかの問いに、すべての修了者が「是非とも実施すべき」「実施すべき」と回答し、派遣元は「是非とも実施すべき」「実施すべき」をあわせて90%（26自治体）だった。

令和2年度のフォローアップ調査[6]の対象は、令和元年度の修了者26名と、26の自治体である。回答率は、修了者77%（20名）、派遣元46%（12自治体）であった。本研修が役立っているかについて、「大変役立っている」「役立っている」をあわせて修了者の85%、派遣元の100%が回答した。伝達講習会を「実施した」と回答した者は74%であり、「講義資料を配布・回覧しながら講習会や報告会を実施した」と回答があった。修了者から

「PDCAサイクルを意識し事業計画に活用できた」、派遣元からは「地域歯科保健に関する研修機会が少ないこと、また研修後の伝達講習会への評価」が挙げられている。本研修を他の人に勧めたいかについて、すべての修了者が「強く勧めたい」「勧めたい」と回答した。本研修は今後も継続して実施すべきかについて、すべての修了者、およびすべての派遣元が「是非とも実施すべき」「実施すべき」と回答した。研修全体への意見として、修了者からは「受講者どうしの情報交換ができた」「中堅期や修了者を対象とした受講があれば良い」「遠方の方が受けやすい研修/オンライン研修の機会を増加してほしい」が挙げられた。派遣元からは「科学院以外の地域での開催も企画してほしい」「自治体レベルごと・従事年数ごとの研修設定があっても良い」等の意見がきかれた。

研修形態については、令和2年度からオンライン研修に変えて以降、受講者や派遣元の意見の把握、そして研修効果の検証をしつつ、研修方法の検討を重ねながらオンラインで実施している。本研修を集合研修とする要望が一定数ある一方で、歯科口腔保健に携わる自治体職員は、一般的には少人数であることが多く、オンラインで行うことにより遠方からでも効率よく受講できるメリットが大きいことから、当面はオンライン研修を継続していきたいと考えている。

### IV. 科学院における研修体制の課題

「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修」は、遠隔教育システムやオンラインを用いた講義や演習を通して、PDCAサイクルに基づいた歯科口腔保健活動の方策について、歯科保健関係者が相互に学ぶ機会となる。研修のレベルは、受講申込書に記載の経験年数や職歴、研修受講前に遠隔教育システム上で回答を得る「研修受講前のアンケート」の結果を踏まえて、毎年度に講義の内容等を検討するとともに、演習での個別対応をしている。「研修受講前のアンケート」は、本研修の一般目標と到達目標に関する受講前の知識・技術レベルについて「十分にできる、概ねできる、少しはできる、できない」の4件法で実施している。過去10年間においては、全体的にみると新任期にあたる受講者が多かったため、基礎的な内容で行ってきた。今後、応募者の増大や、受講者の背景が明確に層別される傾向が続く場合は、開催回数等の拡充や、研修担当者の増員、キャリアラダーを考慮した段階的な研修体制の検討が必要となる。特に、行政に勤務する歯科専門職は少数であることから、研修修了者へのフォローアップ体制を含めて、自治体の人材育成の実態とニーズ把握が必要であると考えられる。

また、科学院における公衆衛生人材の育成は、歯科口腔保健の推進に関わる研究成果を反映しながらすすめている。すなわち、研修に関連する調査研究の結果を取り入れることで、研修と研究の両方の機能を高めていくことが求められている。今後の科学院での養成訓練に関する

る活動方針については、「実践力の育成とネットワークづくり」をキーワードに活動を実施するとともに、保健事業の企画・立案に必要なPDCAサイクルを理解できる講義と演習を企画し、受講者における「エビデンスに基づく保健事業立案能力の向上」と「他分野と連携できる人材の育成」を目指す[7]。これから、公衆衛生人材の育成を推進していくためには、効果的な教育プログラムを検討することを課題とした研究が必要であると考えら

## V. 今後の地域歯科保健に携わる人材育成に向けた展望

令和6年度から展開されている「歯・口腔の健康づくりプラン」において、PDCAサイクルに基づく施策推進の必要性が改めて強く打ち出されたことから、これまで以上にPDCAサイクルに沿って事業の効果検証を行うことができる人材の育成の重要性が増したといえる。

「歯・口腔の健康づくりプラン」は、基本的事項（第一次）と同様に5つの基本的方針が掲げられ、これら基本方針の進捗状況を評価する具体的な指標として17項目が設定されている[8]。基本的方針「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」の「地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備」には、PDCAサイクルに基づいた効果的・効率的な歯科口腔保健事業の実施状況を評価するため「歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合の増加」が新しく設定された。

「歯・口腔の健康づくりプラン」において、より実効性をもつ歯科口腔保健施策のためのPDCAサイクルに沿った取組の実施等を推進していくなか、人材育成の具体的な成果として、「歯・口腔の健康づくりプラン」で設定されている多くの指標と参考指標が活用され、これらの指標が改善していくことを期待する。

## 利益相反

利益相反なし

## 引用文献

- [1] 厚生労働省. 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（平成24年厚生労働省告示第438号）. Ministry of Health, Labour and Welfare. [Shika koku hoken no suishin ni kansuru kihonteki jiko heisei 24 nen Kosei Rodosho kokujai dai 438 go.] 2012. [https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/shikakoukuuhoken/dl/02.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/shikakoukuuhoken/dl/02.pdf) (in Japanese) (accessed 2024-07-07)
- [2] 厚生労働省. 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の全部を改正する件（令和5年厚生労働省告示289号）. Ministry of Health, Labour and Welfare. [Shika koku hoken no suishin ni kansuru kihonteki jiko no zembu o kaiseisuru ken reiwa 5 nen Kosei Rodosho kokujai 289 go.] [www.mhlw.go.jp/content/001154213.pdf](http://www.mhlw.go.jp/content/001154213.pdf) (in Japanese) (accessed 2024-07-07)
- [3] 国立保健医療科学院. 短期研修「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修」. National Institute of Public Health. [Shika koku hoken no suishin no tameno kikaku uei hyoka kenshu]. <https://www.niph.go.jp/entrance/r6/course/short/s07.html> (in Japanese) (accessed 2024-07-07)
- [4] 国立保健医療科学院. 概要. National Institute of Public Health. [Gaiyo.] <https://www.niph.go.jp/information/> (accessed 2024-04-02)
- [5] 国立保健医療科学院. 平成26年度養成訓練事業（専門課程・短期研修）フォローアップ調査報告書. 平成27年9月. National Institute of Public Health. [Heisei 26 nendo yosei kunren jigyo senmon katei / tanki kenshu follow-up chosa hokokusho. Heisei 27 nen 9 gatsu.] <https://www.niph.go.jp/entrance/h26fu.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-07-07)
- [6] 国立保健医療科学院. 令和2年度養成訓練事業（専門課程・短期研修）フォローアップ調査報告書. National Institute of Public Health. [Reiwa 2 nendo yosei kunren jigyo senmon katei / tanki kenshu follow-up chosa hokokusho.] <https://www.niph.go.jp/entrance/r2fu.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-07-07)
- [7] 福田英輝. 統括研究官（歯科口腔保健研究分野）の活動状況と方針. 保健医療科学. 2023;72(特別号):30-32. Fukuda H. [Tokatsu kenkyukan shika koku hoken kenkyu bunya no katsudo jokyo to hoshin.] J Natl Inst Public Health. 2023;72(Special Issue):30-32. <https://www.niph.go.jp/journal/data/72-si/202372si0006.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-07-07)
- [8] 福田英輝, 田野ルミ. 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の評価と次期プラン（基本的事項第二次）「歯・口腔の健康づくりプラン」の概説. 保健医療科学. 2024;73(2):79-88. Fukuda H, Tano R. [Evaluation of basic matters of the Act Concerning the Promotion of Dental and Oral Health and overview of next basic matters called Dental and Oral Health Promotion Plan.] J Natl Inst Public Health. 2024;73(2):79-88. (in Japanese)